

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 正副会長会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の運営を円滑に推進するため、正副会長会議（以下「会議」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 会議は、業務執行に関する審議及び情報交換の機関とし、次の事項を審議し又は協議する。

- (1) 本会の将来構想に関する事
 - (2) 予算編成及び決算関係方針に関する原案の作成に関する事
 - (3) 本会の総合計画（実施計画、財政計画）に関する事
 - (4) 重要事務事業の計画、決定、進行管理及び実績に関する事
 - (5) 定款及び規則、規程等の制定、廃止及び改正に関する事
 - (6) 業務に関する苦情処理に関する事
 - (7) 緊急事態等の発生に伴い、特に必要と認める事項
 - (8) 行事予定に関する事
 - (9) その他会長が特に必要と認める事項
- 2 会議は理事たる正副会長及び管理職員をもって構成する。ただし、必要に応じてその他の者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、会長が招集しその議長となる。
- 4 会議は、原則毎月1回開催する。但し、必要がある場合はその都度開催をする。
- 5 会議の庶務は、総務地域係において処理する。

附則1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 係長会議設置要綱（平成22年5月12日制定）は、平成25年3月31日をもって廃止する。